

お知らせ

1010672

自動車・軽自動車の登録
手続きはお済みですか

自動車税と軽自動車税は、

毎年4月1日現在で車検証に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）に課税されます。次の場合は、3月31日（水）までに必ず手続きしてください。

▽自動車を下取りに出したり、他の人に譲渡したりした
▽自動車を使用しなくなった
▽住所や氏名に変更があった
問合せ

■自動車・二輪車（125cc超） 関東運輸局群馬運輸支局 ☎050・5540・2021
■四輪軽自動車 軽自動車検査協会群馬事務所 ☎050・3816・3109

■原動機付自転車・小型特殊自動車 課税課市民税係 ☎内線3013

1002392

家電リサイクルと引越
越しに伴うごみの処理

■家電リサイクル法対象機器の処分
対象4品目 エアコン、テレビ

ビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）、冷蔵（凍）庫、洗濯機・衣類乾燥機

処理方法（リサイクル料金の支払いあり）

▽購入した、または買い替える販売店に依頼

▽郵便局で家電リサイクル券を購入し、市の許可を受けた収集運搬業者（家庭ごみ収集カレンダーに記載）に依頼
▽家電リサイクル法で定められた指定引取場所のウブカタ資源（株）（屋形原町2-1-3、☎22・5555）に直接持ち込み

■引越しに伴うごみの処理方法 処理施設に直接搬入、または市の許可を受けた収集運搬業者（家庭ごみ収集カレンダーに記載）に依頼

■持ち込み場所
▽燃やせる粗大ごみ（木製家具、布団など） 沼田市外二箇村清掃施設組合清掃工場（白岩町226、☎23・1009）
※金属部分は取り除いてください

▽燃やせない粗大ごみ（金属、硬質プラスチック製品、家電リサイクル法対象4品目を除く家電製品など） 沼田市一般廃棄物最終処分場（上川田町字日影地内、☎

23・8599）
問合せ 環境課廃棄物係 ☎内線3073

1002005
第二次沼田市環境基本
計画の取り組み状況

環境保全などを総合的かつ計画的に推進するため、6つの基本方針に基づいた各種施策に取り組んでおり、令和元年度の実施分について以下のとおり点検・評価を行いました。

■令和元年度の状況
第二次計画で定めた施策数

17のうち令和元年度に実施した取り組みの数は85、実施割合は72.6%で、「ほぼ予定どおりの効果」といった評価が多くありました。

■今後の取り組みへの活用
点検・評価した内容については、第二次計画の進行管理を行う「沼田市環境審議会」へ報告し、評価方法や目標設定の仕方などさまざまな意見が出ました。これらの意見を基に、今後も取り組んでいきます。

※詳しくは市HPをご覧ください
問合せ 環境課環境係 ☎内線3072

赤い羽根共同募金運動・
歳末たすけあい募金運動

ご協力ありがとうございました

昨年の「赤い羽根共同募金運動」と「歳末たすけあい募金運動」には、市民の皆さんをはじめ、企業・事業所・学校などから多くの募金が寄せられました。募金は社会福祉施設などの福祉サービスなどに役立てられます。

赤い羽根共同募金 494万
1502円

歳末たすけあい募金 336
万5000円

問合せ 共同募金会沼田市支
会（社会福祉協議会内） ☎
25・3267

1002466
自立支援医療・精神障害
者保健福祉手帳の申請

自立支援医療（精神通院医療）受給者で引き続き治療が必要な人、精神障害者保健福祉手帳所持者で更新手続きが必要な人は、有効期間の終了する3カ月前から再認定（更新）の申請をしてください。氏名、住所などに変更があったときも届け出が必要です。

問合せ 社会福祉課障害福祉
係 ☎内線3107

(広告)

(広告)